

熊本県公報

第 1 0 8 3 4 号
平成 14 年 5 月 13 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

平成 14 年度 2 等陸・海・空士の募集期間等……………(市町村総室) 1

指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢保健福祉課) 2

登 載 依 頼

熊本県防災会議、熊本県水防協議会、熊本県石油コンビナート等防災
本部の会議の開催
(熊本県防災会議、熊本県水防協議会、熊本県石油コンビナート等防災本部) 2

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令……………(熊本県災害対策本部) 3

告 示

熊本県告示第 423 号

平成 14 年度 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の募集期間及び応募資格が定められ、かつ、試験期日、試験場並びに連絡先の位置及び名称を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき告示する。

平成 14 年 5 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 受付期間
 - (1) 男子
年間を通じ実施する。ただし、平成 15 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。
 - (2) 女子
平成 14 年 8 月 5 日(月)から同年 9 月 6 日(金)まで(締切日必着)。ただし、平成 15 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校の後期課程修了予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。
- 2 応募資格
 - (1) 男子
日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の男子
 - (2) 女子
日本国籍を有し、平成 15 年 4 月 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の女子
- 3 試験期日
 - (1) 男子
受付時に指定する。ただし、平成 15 年 3 月及び 4 月採用のための試験は、原則として平成 14 年 9 月 16 日(月)から同年 9 月 23 日(月)の間において実施する。
 - (2) 女子
平成 14 年 9 月 24 日(火)及び 25 日(水)。ただし、筆記試験を除く試験種目の一部について期日を別に指定する場合がある。
- 4 試験場
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の位置及び名称

位 置	名 称	電 話 番 号
熊本市大江四丁目 2 番 21 号	自衛隊熊本地方連絡部	096-366-1271
熊本市大江四丁目 2 番 21 号	熊本募集案内所(大江) (熊本地区)	096-366-1274
熊本市神水一丁目 3 番 7 号	熊本募集案内所(県庁前) (熊本地区)	096-384-6330
宇土市北段原町 70 番地 1	宇城募集案内所 (宇城・上益城地区)	0964-23-2047

玉名市中 1908 番地 2	玉名募集事務所 (荒尾・玉名地区)	0968-72-4211
山鹿市大宮町 417 番地	山鹿募集事務所 (鹿本地区)	0968-43-7457
菊池市大琳寺 239 番地	菊池分駐所 (菊池地区)	0968-24-2772
八代市花園町 17 番地 11	八代出張所 (八代地区)	0965-33-7001
水俣市大園町一丁目 11 番 5 号	水俣募集事務所 (水俣・芦北地区)	0966-63-5863
人吉市中青井町上青井田 320 番地 13	人吉募集事務所 (人吉・球磨地区)	0966-22-4704
本渡市太田町 5 番地 13 号	天草駐在員事務所 (本渡・天草地区)	0969-22-3349
阿蘇郡阿蘇町黒川字尾西 2138 番地 2	阿蘇募集事務所 (阿蘇地区)	0967-34-0348

熊本県告示第 424 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 5 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・松橋」 下益城郡松橋町松橋 1157-3	グリーンコープ生活協同組合くまもと	平成 14 年 4 月 26 日

登 載 依 頼

熊本県防災会議公告第 1 号

熊本県水防協議会公告第 1 号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第 1 号

熊本県防災会議、熊本県水防協議会及び熊本県石油コンビナート等防災本部の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 5 月 13 日

熊本県防災会議会長

潮谷義子

熊本県水防協議会会長

潮谷義子

熊本県石油コンビナート等防災本部本部長

潮谷義子

- 1 開催日時
平成 14 年 5 月 16 日(木)
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
 - 1 熊本県地域防災計画修正案について
 - 2 熊本県水防計画修正案について
 - 3 熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 - 4 防災関係機関の防災事業の取り組みについて
 - 5 今年度の梅雨期の気象見通しについて
 - 6 講演「エルニーニョ現象と天候について」
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県防災会議事務局（熊本県総務部防災消防課防災班）
 （電話 096 - 383 - 1111 内線 3426）

熊本県災害対策本部訓令第 1 号

本庁各部課（総室・室）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 局 各 課
 教 育 庁 本 部
 警 察 本 部

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 14 年 5 月 13 日

熊本県災害対策本部長 潮 谷 義 子

- 熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令
 熊本県災害対策本部規程（昭和 38 年熊本県災害対策本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
- 第 4 条第 1 項中「各部長」を「総合調整局長、各部長」に改める。
 - 第 9 条第 3 項中「総務部次長」を「総務部次長及び危機管理監」に改める。
 - 第 12 条第 1 項中「企画開発対策部」を「企画振興対策部」に改める。
 - 第 12 条第 2 項中「各部（企業局を含む。以下同じ。）」を「各部（総務対策部にあつては、総合調整局を含む。）」に「教育庁」を「企業局、教育庁」に改める。
 - 第 13 条第 2 項中「各部員」を「各部員（総務対策部にあつては、総務部長）」に改める。

附 則
 この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

